

個人向け



2019年10月以降
保険始期用

すまいの 保険

個人用火災総合保険

安心[♥]あっとホーム



約款冊子の内容は
共栄火災ホームページでご覧いただけます。

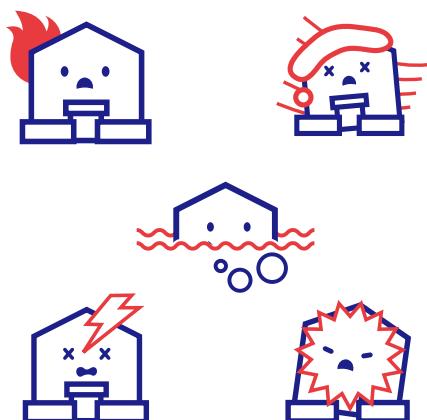


ネットで約款! (Web約款)
地球環境を守るために、
あなたもエコしませんか?
<http://yakkan.kyoeikasai.co.jp>

“安心あっとホーム”の4つの安心

安心 その①

“幅広い補償”で
“安心”！



「安心あっとホーム」では、火災をはじめ、近年多発している「台風、竜巻、ひょう災、雪災」、「洪水、土砂崩れ、落石等の水災」から「日常生活の思いもよらない事故」まで、大切な“お住まい”的「建物」や「家財」を幅広くお守りします。

さらに、地震保険で地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害も補償します。

安心 その②

損傷の額を全額補償
してくれるから
“安心”！

「安心あっとホーム」では、ご契約時に建物の新価での評価を適切に行い、その評価額の範囲内で保険金額を設定し、ご契約いただいた場合、保険金額を限度に損害の額を全額補償します。

ご契約時に適正に評価

契約時評価額
2,000万円



保険金額
2,000万円



5年後



安心あっとホームでは…



ご契約時の評価額に基づき、
保険金をお支払いしますの
で、保険金額を限度に全額を
補償します。

従来の火災保険*は…



保険金のお支払時に再度評価
するため、事故発生時(再評価時)
の物価変動で建物の評価額
が下落していた場合は、ご契約
時の保険金額の全額まで補償
されない可能性があります。

*従来の火災保険とは、共栄火災の住宅総合保険等をいいます。



安心 その③

保険金の支払方法が わかりやすくて “安心”!

「安心あっとホーム」では、保険金額を限度に損害の額から自己負担額を差し引いた額を全額お支払いすることで、従来の火災保険*にあったお支払のわかりにくさを解消しました。

$$\text{損害の額} - \text{自己負担額*} = \text{損害保険金}$$

*自己負担額は「なし(0円)」、「1万円」、「3万円」、「5万円」、「10万円」から選べます。

なお、全焼等により建物を復旧できない場合などは自己負担額を差し引きません。



従来の火災保険*では、損害の程度によっては損害が補償されないなど、わかりにくいお支払となるケースがありました。



たとえば、“風災、ひょう災、雪災”による損害が発生した場合…

従来は

損害の額が20万円未満の場合 → 保険金をお支払いできません。
損害の額が20万円以上の場合は → 保険金をお支払いします。

現在は

$$\text{損害の額} - \text{自己負担額} = \text{損害保険金}$$



*従来の火災保険とは、共栄火災の住宅総合保険等をいいます。

安心 その④

住まいの 急なトラブルにも 便利なサービスが あるから “安心”!

「安心あっとホーム」では、カギ開けや排水管のつまり等、“住まいのトラブル”に、専門スタッフを手配する



をご提供します。



(注)「住まいの助っくん」のご提供には、一定の契約条件を満たす必要があります。詳細はP21をご覧ください。



戸建 プラン

損害保険金の補償内容

補償範囲

ご希望の補償範囲に応じて
4つの契約プランをご用意しました。

選べる

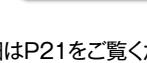
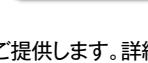
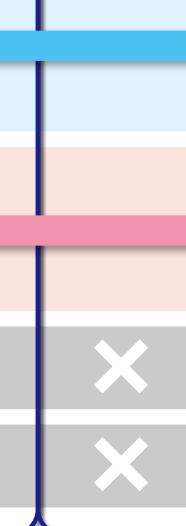
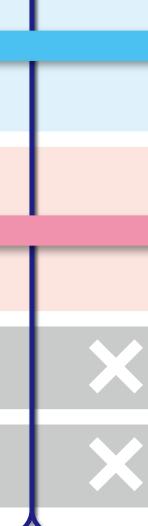
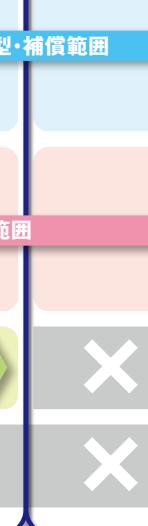
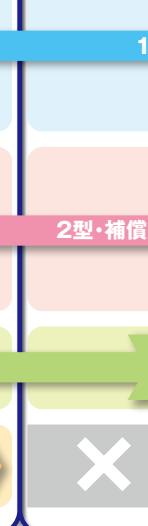
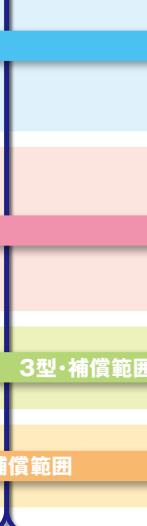
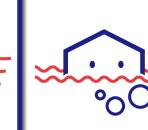
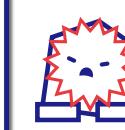
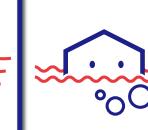
契約プラン

1型

2型

3型

4型



★ **助っ人** をご提供します。詳細はP21をご覧ください。

※1 水災

台風・暴風雨等により発生した洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災による損害

次のいずれかの場合に補償します。

- ①建物が保険の対象である場合は、協定再調達価額の30%以上の損害を受けたとき
- 家財が保険の対象である場合は、再調達価額の30%以上の損害を受けたとき
- ②床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により保険の対象が損害を受けた場合

※2 水漏れ

給排水設備の事故または他の戸室に生じた事故による水漏れ損害を補償します。

※3 盗難

次のいずれかの場合に補償します。

- ①建物の盗取・汚損・損傷(建物を保険の対象とした場合)
- ②家財の盗取・汚損・損傷(家財を保険の対象とした場合)
- ③現金・小切手・預貯金証書等の盗難(家財を保険の対象とした場合)

上記①～⑨以外の

※4 不測かつ突発的な事故

誤って自宅の壁を壊した場合など、不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)による損害を補償します。



選べる
自己負担額

ご契約時に下記より
お選びいただけます。

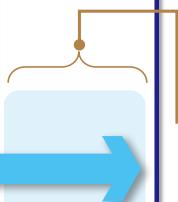
ご契約条件と保険料の払込方法によって保険期間の制限が異なります。詳細はP14をご覧ください。

9
※3

10
※4

盗難

①～⑨以外の
不測かつ
突発的な
事 故
(破損・汚損など)



なし(0円)
1万円
3万円
5万円
10万円

自己負担額とは

損害の額 自己負担額※ 損害保険金

左記の補償に対する損害は、
上記の算式によって損害保険
金をお支払いします。
ただし、保険金額が限度とな
ります。
※全焼等により建物を復旧でき
ない場合等は自己負担額を
差し引いてしません。

自己負担額なし(0円)を
お選びいただいた場合のご注意
ご契約時に自己負担額なし
(0円)をお選びいただいた
場合でも左記⑩の「①～⑨
以外の不測かつ突発的な事
故(破損・汚損など)」の自己
負担額は1万円となります。

(注) 1981年(昭和56年)5月以前建
築の建物については、自己負担
額なし(0円)を選択することはで
きませんので、次の自己負担額
からお選びください。

保険期間が1年以下のご契約:
3万円、5万円、10万円

保険期間が1年を超えるご契約:
10万円

※1981年(昭和56年)5月以前
建築の建物でも、家財の保険
金額300万円以上で建物と
家財をセットでご契約いただく
場合は、自己負担額なし(0円)
を選択することも可能です。

NEW!

仮修理費用保険金・
損害範囲確定費用保険金
(仮修理費用・損害範囲確定費用特約)



損害保険金が支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の復旧にあたり発生した仮修理費用または損害範囲確定費用について保険金をお支払いします。
(例) 台風で破損した屋根をブルーシートで応急処置した場合の費用など

地震火災費用保険金



地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火
災で建物が半焼以上となった場合または保険の対
象の家財が全焼した場合は、保険金額の5%をお支
払いします。

残存物取片づけ費用保険金



損害保険金が支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、実
際にかかった費用をお支払いします。

水道管修理費用保険金



建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これ
を修理する場合の費用をお支払いします(ただし、
パッキングのみに生じた損壊は含まれません)。
保険の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。

〈その他の補償内容〉損害防止費用



火災、落雷、破裂・爆発による損害の発生または拡大
の防止のために、必要または有益な費用を支出した
場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。

任意にお選びいただけます。

臨時費用保険金



損害保険金にプラスしてお支払いします。

【支払割合・限度額が選べます。】

損害保険金 × 30% 限度額300万円

損害保険金 × 30% 限度額100万円

損害保険金 × 20% 限度額100万円

損害保険金 × 10% 限度額100万円

臨時費用保険金 なし

(注) 保険金額によって選択いただけないパターンもあります。

※保険金をお支払いできない主な場合はP17～18をご覧ください。

この保険にセットされます(ご希望によりセットしないこともできます。)。

地震保険

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失に
よって建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

詳しくはP11へ



マンション プラン

損害保険金の補償内容

◆保険の対象を「建物(マンション戸室・マンション一棟)」まで

T構造*およびH構造*の共同住宅は戸建プランからお選びください。

*構造の種類については、P13をご覧ください。

ご契約は

建物と家財

建物のみ

家財のみ

からお選びいただけます。

保険期間は

最長10年まで

マンションプランをお選びいただくことができるのは、コンクリート造
れんが造建物、石造建物、耐火建築物または耐火構造建築物に該

補償範囲

ご希望の補償範囲に応じて
6つの契約プランをご用意しました。

選べる

契約プラン

1型

2型

5型

6型

3型

4型

1

2

3

4

5

6

7

8

火災

落雷

破裂
・
爆発

風災、
ひょう災、
雪災

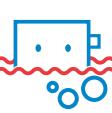
※竜巻による
損害も含み
ます。

水災

建物外部
から
の
物体の
落下、飛
来、衝突

水漏れ

騒じょう・
労働争議
等に伴う
暴力行為・
破壊行為



1型

1型・補償範囲

2型

2型・補償範囲

5型

5型・補償範囲

5型・補償範囲

6型

6型・補償範囲

6型・補償範囲

3型

3型・補償範囲

4型

4型・補償範囲

★  をご提供します。詳細はP21をご覧ください。

*1 水災

台風・暴風雨等により発生した洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災による損害

次のいずれかの場合に補償します。

①建物が保険の対象である場合は、協定再調達価額の30%以上の損害を受けたとき

家財が保険の対象である場合は、再調達価額の30%以上の損害を受けたとき

②床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により保険の対象が損害を受けた場合

*2 水漏れ

給排水設備の事故または他の戸室に生じた事故による水漏れ損害を補償します。

*3 盗難

次のいずれかの場合に補償します。

①建物の盗取・汚損・損傷(建物を保険の対象とした場合)

②家財の盗取・汚損・損傷(家財を保険の対象とした場合)

③現金・小切手・預貯金証書等の盗難(家財を保険の対象とした場合)

上記①～⑨以外の

*4 不測かつ突発的な事故

誤って自宅の壁を壊した場合など、不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)による損害を補償します。



たは家財」とする場合

選べる

自己負担額

ご契約時に下記より
お選びいただけます。

ご契約条件と保険料の払込方法によって保険期間の制限が異なります。詳細はP14をご覧ください。

建物、コンクリートブロック造建物、
当する共同住宅となります。

9

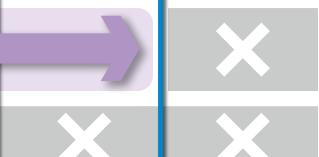
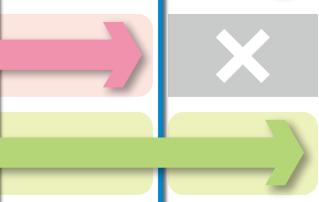
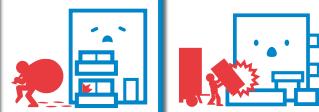
※3

10

※4

盗難

①～⑨以外の
不測かつ
突発的な
事 故
(破損・汚損など)



なし(0円)

1万円

3万円

5万円

10万円

自己負担額とは

$$\text{損害の額} - \text{自己負担額} = \text{損害保険金}$$

左記の補償に対する損害は、
上記の算式によって損害保険
金をお支払いします。
ただし、保険金額が限度とな
ります。

※全焼等により建物を復旧でき
ない場合等は自己負担額を
差し引いてしません。

**自己負担額なし(0円)を
お選びいただいた場合のご注意**
ご契約時に自己負担額なし
(0円)をお選びいただいた
場合でも左記⑩の「①～⑨
以外の不測かつ突発的な事
故(破損・汚損など)」の自己
負担額は1万円となります。

(注) 1981年(昭和56年)5月以前建
築の建物については、自己負担
額なし(0円)を選択することはで
きませんので、次の自己負担額
からお選びください。

保険期間が1年以下のご契約:
3万円、5万円、10万円

保険期間が1年を超えるご契約:
10万円

※1981年(昭和56年)5月以前
建築の建物でも、家財の保険
金額300万円以上で建物と
家財をセットでご契約いただく
場合は、自己負担額なし(0円)
を選択することも可能です。

NEW!

仮修理費用保険金・ 損害範囲確定費用保険金

(仮修理費用・損害範囲確定費用特約)

損害保険金が支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の復旧にあたり発生した仮修理費用または損害範囲確定費用について保険金をお支払いします。

(例) 台風で破損した屋根をブルーシートで応急処置した場合の費用など

地震火災費用保険金



地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上となった場合または保険の対象の家財が全焼した場合は、保険金額の5%をお支払いします。

残存物取片づけ費用保険金



損害保険金が支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、実際にかかった費用をお支払いします。

水道管修理費用保険金



建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします(ただし、パッキングのみに生じた損壊は含まれません)。
保険の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。

〈その他の補償内容〉損害防止費用



火災、落雷、破裂・爆発による損害の発生または拡大の防止のために、必要または有益な費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。

任意にお選びいただけます。

臨時費用保険金



損害保険金にプラスしてお支払いします。

[支払割合・限度額が選べます。]

損害保険金 × 30% 限度額300万円

損害保険金 × 30% 限度額100万円

損害保険金 × 20% 限度額100万円

損害保険金 × 10% 限度額100万円

臨時費用保険金 なし

(注) 保険金額によって選択いただけないパターンもあります。

※保険金をお支払いできない主な場合はP17～18をご覧ください。

この保険にセットされます(ご希望によりセットしないこともできます。)。

地震保険

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

詳しくはP11へ

主な特約 (オプション)

ひとまわり大きな安心をプラス!

日常生活上の賠償責任が心配な方へ

① 個人賠償責任特約 (国内のみ示談交渉サービス付)



次のような偶然な事故により他人の身体を傷つけたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担し、損害を被る場合に保険金をお支払いします。

- 被保険者ご本人の居住の用に供される住宅または保険証券記載の建物の所有、使用または管理に起因する事故
- 被保険者の日常生活に起因する事故

(注)国内外の事故にかかわらず補償します。

〈示談交渉サービスについて〉

- 国内の事故にかぎり、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。
- 示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者(個人賠償責任の補償を受けられる方)および被害者の方の同意が必要となります。
- この補償の対象となる事故にかぎります。
- 賠償責任額が明らかに個人賠償責任特約の保険金額を超える場合は示談交渉サービスを受けられません。

持ち出した家財の損害などが心配な方へ

② 携行品損害特約 (自己負担額1万円)



外出中(国内・海外を問いません)に偶然な事故によって被保険者が携行している身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

(注1)保険の対象に家財が含まれる場合にかぎります。

(注2)補償の対象外となる身の回り品がありますので、詳細につきましては取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

ご近所付き合いを円滑にするために

③ 類焼損害特約



火災、破裂または爆発によって、近隣の住宅に損害を与えた場合に保険金をお支払いします。*ただし、類焼した住宅建物や家財が他の保険等に加入していた場合、他の保険等が優先払となります。

*この特約によってお支払いする保険金の受取人は、類焼損害を被つたお隣の家屋などの所有者となります。通常、お隣の方はこの保険契約の内容をご存知ないため、事故が発生した際、ご契約者から、この保険内容をお伝えいただくとともに、取扱代理店または共栄火災へ類焼損害の発生をご通知いただくなどの手続が必要となります。

大切な庭木への補償に

④ 庭木修復費用特約



保険証券記載の建物と同一敷地内にある庭木*1が火災などにより建物とともに損害を受けた結果、枯死した場合、庭木*1を修復するために必要な費用*2をお支払いします。

*1 庭木には、垣、鉢植および草花を含みません。

*2 1回の事故につき、10万円を限度とします。

まさかの時の防犯対策に

⑤ ドアロック交換費用特約

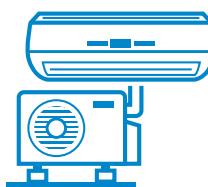


日本国内で建物のドアのカギが盗まれ、ドアの錠の交換費用を被保険者が支出した場合に、その交換費用*をお支払いします。

*1回の事故につき3万円を限度とします。

オール電化住宅などにおすすめ

⑥ 建物電気的・機械的事故特約



不測かつ突発的な外来的事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故によって生じた建物付属設備の損害に対して、保険金をお支払いします。

(注1)新築建物(建築後11か月以内の建物)である場合にのみ付帯することができます。

(注2)「不測かつ突発的な事故」を補償する契約プラン(1型、5型)をお選びいただいた場合に付帯可能です。

(注3)ご契約時に自己負担額なし(0円)をお選びいただいた場合でも、この特約の自己負担額は1万円となります。



業務上の賠償責任が心配な方へ

⑦ 施設賠償責任特約



日本国内において発生した次のような偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被る場合に保険金をお支払いします。

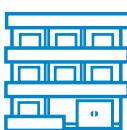
- 被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設に起因する偶然な事故
- 被保険者の保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故

(注1)対象業種は、小売店、料理飲食店、事務所、マンション賃貸・管理業にかぎります。

(注2)損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。

大家さんへ

⑧ 家賃収入特約



他人に貸している住宅がお選びいただいた契約プランの補償対象となる事故により損害を受けた結果、被った家賃収入の損失を補償します。

(注)保険の対象に建物が含まれる場合にかぎります。

事務所・店舗等を併設されている方へ

⑨ 営業用什器(じゅうき)・備品等損害特約(自己負担額1万円)



保険証券記載の建物(敷地内を含みます。)に収容される、被保険者が所有する業務用の什器・備品等の動産について、偶然な事故により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

(注1)保険の対象となる建物の用途が併用住宅の場合にかぎります。併用住宅とは、住居と住居以外の用途(事業)に併用される建物をいいます。

(注2)補償の対象外となる什器・備品等がありますので、詳細につきましては取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

※ご契約いただく条件などによっては、前記の特約をセットしていただけない場合もございます。なお、「個人賠償責任特約」、「携行品損害特約」、「類焼損害特約」などにつきましては、「同様の補償を行う他の保険契約(共済契約を含みます。)、特約」がある場合、補償が重複することがあります。ご契約に際しては、補償内容の差異や保険金額、その補償の要否をご確認ください。

各特約をセットしていただく条件や、補償内容の詳細につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

※P19~20(特約の詳しい補償内容)もご覧ください。



家財の補償について

家財の評価額は予想以上に高額です。

少しづつ買いそろえてきた大切な家財。もう一度買い直すとしたら…



例

45歳のAさんは、奥さま・ご長男・ご長女の4人家族。

万一のときには、家電製品はもちろん衣類や寝具類など、すぐに買い直す必要があることはわかるのですが、家財が全部でいくらになるのか、よくわかりません…

45歳Aさんご家族

(ご夫婦とお子さま2名)の場合 **家財の評価額(新価)の目安は約1,600万円!**



共通家財 日常生活用品からテレビ・冷蔵庫まで

680万円



- 台所用品/食器、なべ類、食器戸棚、冷蔵庫、炊飯器など 50万円
- 洗濯・掃除・風呂用具/洗濯機、掃除機、洗面用具、タオルなど 10万円
- 家具・調度品/タンス、鏡台、応接セット、本棚、カーテン、じゅうたんなど 250万円
- 家電/テレビ、ゲーム機、ソフト、DVD、電話、パソコンなど 330万円
- その他/来客者用の寝具、ミシン、アイロンなど 40万円

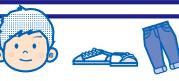


Aさん 280万円

- 服飾類/スーツ、コート、礼服など 130万円
- 肌着類/シャツ、肌着など 30万円
- 身回品/時計、靴、鞄、めがねなど 110万円
- 寝具類/布団、シーツ、毛布など 10万円

奥さま 490万円

- 服飾類/コート、ワンピース、スーツなど 220万円
- 肌着類/シャツ、肌着など 80万円
- 身回品/時計、靴、鞄、サンダルなど 180万円
- 寝具類/布団、シーツ、毛布など 10万円



ご長男 60万円

- 服飾類/ジーンズ、スポーツウェアなど 20万円
- 肌着類/シャツ、肌着など 10万円
- 身回品/スニーカー、鞄、めがねなど 25万円
- 寝具類/布団、シーツ、毛布など 5万円



ご長女 90万円

- 服飾類/スカート、コート、セーターなど 20万円
- 肌着類/シャツ、肌着など 20万円
- 身回品/靴、鞄、帽子など 45万円
- 寝具類/布団、シーツ、毛布など 5万円



家財は建物とは別に保険をつけなければ補償されません。

家具や家電製品などは、建物とは別に“家財”を対象として保険をつけなければ損害を受けても保険金のお支払いができません。世帯主の年齢や家族構成などを基準に保険金額を設定してください。



建物とセットでご契約いただくと、家財の保険料が割引となります。

詳細はP14をご覧ください。

参考

標準的な世帯の家財価額表 (再調達価額基準)

(2019年6月現在)

世帯主の年齢	家族構成	1名	2名	3名	4名	5名
		独身世帯	夫婦	夫婦 + 子供1名	夫婦 + 子供2名	夫婦 + 子供3名
28歳未満	310万円	540万円	620万円	700万円	800万円	
		730万円	830万円	890万円	990万円	
		1,040万円	1,130万円	1,190万円	1,310万円	
		1,260万円	1,360万円	1,440万円	1,540万円	
		1,440万円	1,540万円	1,600万円	1,710万円	
		1,530万円	1,620万円	1,680万円	1,790万円	



“安心あっとホーム”保険金のお支払い事例

共栄火災がこれまでお客様にお支払いした「補償の種類別」の『事故事例』です。

火災

支払保険金 **33,440,000円** 建物 家財

タコ足配線のコンセントから漏電によって出火し、1階2階とともに全焼。収容家財も焼失した。



支払保険金 **14,013,500円** 建物 家財

隣家から出火し、類焼により2階部分がほぼ全焼。1階も消火作業により水濡れ損害が生じた。

火災の発生は自宅からの出火だけではありません。類焼による損害も大きなリスクです。

落雷

支払保険金 **216,720円** 建物 家財

落雷に伴う過電流により、浄化槽の水中ポンプが損傷、動作不能となったため、交換工事が必要となった。



支払保険金 **492,030円** 建物 家財

落雷により、配電盤・給湯器ユニット・空調機ユニットが動作不能となったため、交換工事が必要となった。

落雷で被害を受けるのは家電製品だけではありません。配電盤や給水設備等の普段目にしない建物の設備に損害が発生することもあります。

破裂・爆発

支払保険金 **14,870,000円** 建物 家財

タバコの火が、充満していたガスに引火し爆発が発生した。



破裂・爆発等により、高額な損害が発生することもあります。

風災・ひょう災・雪災

支払保険金 **1,090,000円** 建物 家財

台風により住宅のフェンスが倒壊した。



支払保険金 **1,124,924円** 建物 家財

竜巻の影響で、建物の屋根・外壁のほか外灯や配管などの屋外設備に損害が発生した。

他にも強風や突風による窓ガラスやシャッターの損害や、ひょうによる屋根瓦の損害などのリスクがあります。

水災

支払保険金 **14,020,000円** 建物 家財

台風による大雨により浸水が発生し、建物の棟の高さまで完全に水没した。



台風だけでなく、近年では局地的な豪雨などの異常気象により、水災リスクの関心が高まっています。

建物外部からの 物体の落下・飛来、衝突

支払保険金 **290,588円** 建物 家財

駐車場のブロック塀・フェンスに当たって逃げされ、ブロック塀の基礎部分に亀裂が生じ、フェンスも歪んでしまい、支柱の交換などの工事が必要となった。



支払保険金 **470,354円** 建物 家財

近隣より飛んできたボールによって敷地内にある外灯が破損した。

交通量の多い場所や狭い路地に面している場合、自動車の衝突リスクが高まります。

水濡れ

支払保険金 **578,865円** 建物 家財

洗濯機を使用中に排水パイプの接合部分が壊れたため、洗濯機の排水パイプから汚水が漏れる水濡れ損害が発生し、床の張替えが必要となった。



住宅の中でも漏水が発生する可能性のある場所は、キッチンやお風呂、トイレ、洗面台等多数存在します。ひとたび発生すると床だけでなく階下にも被害が広がってしまうこともあります。

騒じょう・労働争議等に 伴う暴力行為・破壊行為

想定される支払保険金 **2,500,000円** 建物 家財

自宅前で集団による破壊行為が発生し、自宅の塀や壁が破壊されてしまった。



人が集まつたときに生まれるパワーはとても大きなものです。万が一、ご自宅近くで集団による破壊行為が発生したら、お住まいが破壊されてしまうことは容易に想像できます。

盗難

支払保険金 **1,880,764円** 建物 家財

窓ガラス・サッシを壊され、空き巣の被害に遭い、ノートパソコン・デジタルカメラなどの家電製品や腕時計・貴金属・現金等を盗まれた。



支払保険金 **928,683円** 建物 家財

複数台の空調室外機を何者かに盗難された。

家財にとっての最大のリスクは盗難です。建物だけでなく、家財の補償も必要です。

その他不測 かつ突発的な 事故

支払保険金 **170,000円(自己負担額1万円)** 建物

手が滑り花瓶を落としてしまい、床が陥没した。



支払保険金 **110,000円(自己負担額1万円)** 家財

引越し準備のため、テレビ台を動かした際、テレビが倒れ破損してしまった。

日常生活では様々な不測かつ突発的な事故が起こります。安心して生活するには幅広い補償が必要です。

(注)お支払いする保険金は、お客様のご契約内容および発生した事故による損害等により決定します。ここで紹介している“お支払い事例”に記載された金額が実際に支払われる保険金ではありませんので、あらかじめご了承願います。

地震保険のおすすめ

「安心あっとホーム」では、地震保険をセットしないと…

- ①地震等による火災(およびその延焼・拡大損害)によって生じた損害
- ②火災(発生原因の如何を問いません。)が地震等によって延焼・拡大したことによって生じた損害

は、いずれも補償の対象となりません。

(注)地震等による火災によって損害が生じた場合、地震火災費用保険金をお支払いすることがあります。

1 補償内容

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。



お支払いできない主な例

- 保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反による事故
- 戦争、内乱等による事故
- 地震等の際ににおける紛失または盗難
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた事故 など

2 お支払金額

保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度(全損、大半損、小半損または一部損)に応じて地震保険のご契約金額の一定割合(100%、60%、30%、5%)をお支払いします。

損害の程度	建物	家財
全損	建物の地震保険金額の100% (時価が限度)	家財の地震保険金額の100% (時価が限度)
大半損	建物の地震保険金額の60% (時価の60%が限度)	家財の地震保険金額の60% (時価の60%が限度)
小半損	建物の地震保険金額の30% (時価の30%が限度)	家財の地震保険金額の30% (時価の30%が限度)
一部損	建物の地震保険金額の5% (時価の5%が限度)	家財の地震保険金額の5% (時価の5%が限度)

建物	全損	地震等により損害を受け、①主要構造部*の損害の額が、その建物の時価の50%以上となった場合、または②焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合
	大半損	地震等により損害を受け、①主要構造部*の損害の額が、その建物の時価の40%以上50%未満となった場合、または②焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の50%以上70%未満となった場合
	小半損	地震等により損害を受け、①主要構造部*の損害の額が、その建物の時価の20%以上40%未満となった場合、または②焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上50%未満となった場合
	一部損	地震等により損害を受け、①主要構造部*の損害の額が、その建物の時価の3%以上20%未満となった場合、または②建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・大半損・小半損に至らない場合
家財	全損	地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の80%以上となった場合
	大半損	地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の60%以上80%未満となった場合
	小半損	地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の30%以上60%未満となった場合
	一部損	地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の10%以上30%未満となった場合

*地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着眼点としています。

(注)お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が11兆7,000億円*を超える場合、算出された支払保険金総額に対する11兆7,000億円*の割合によって削減されることがあります。

*総支払限度額は、2019年6月現在のものです。なお、総支払限度額は今後法令により変更される場合があります。

3 ご加入にあたって

ご契約の対象

居住用の建物…住居のみに使用される建物および併用住宅建物をいいます。

家財…ただし、通貨、預貯金証書、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類等は含みません。

ご契約締結前にご確認いただきたいこと

①保険契約の対象について

「安心あっとホーム」でご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅(共同住宅^{※1}を含みます。)または併用住宅^{※2}の建物およびその収容家財です。

- 住居部分のない専用店舗・事務所等はご契約できません。
- 併用住宅建物内の什器(じゅうき)・備品等は「営業用什器(じゅうき)・備品等損害特約(P8、P20)」により保険の対象とすることができます。
- 商品・製品等はご契約できません。

※1 共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。

※2 併用住宅とは、住居と住居以外の用途(事業)に併用される建物をいいます。



保険の対象	保険の対象の範囲
建物	<p>被保険者の所有する次のア.～オ.の物は、特に取り決めがないかぎり、保険の対象に含まれます。</p> <p>ア. 置、建具その他これらに類する物 イ. 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に取り付けられたもの ウ. 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に取り付けられたもの エ. 門・扉・垣、物置・車庫その他の付属建物 オ. 建物の基礎</p>
家財一式	<p>●次のア.～オ.の物は、保険の対象に含まれません。</p> <p>ア. 自動車、自動三輪車および自動二輪車^{※1} イ. 現金、小切手、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等(定期券を除きます。)その他これらに類する物^{※2} ウ. 商品・製品等 エ. 業務用の什器・備品 オ. データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物^{※3}</p> <p>※1 総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。</p> <p>※2 盗難を補償する家財のご契約にかぎり、イ.のうち、生活用のもの(小切手以外の有価証券は除きます。)の盗難の場合、保険の対象として取り扱います。</p> <p>※3 オ.のうち、新品のコンピュータにすでに記録されていたもの(OSなど)が、そのコンピュータと同時に補償の対象となる事故により損害を受けた場合にかぎり、保険の対象として取り扱います。</p> <p>●明記物件は、ご契約時に保険契約申込書に明記することにより、保険の対象に含めることができます。</p> <p>●次のア.またはイ.の物は、特に取り決めがないかぎり、保険の対象に含まれます。</p> <p>ア. 被保険者のご家族が所有する家財 イ. 建物と家財の所有者が異なる場合、建物のア.～ウ.の物で被保険者の所有する生活用のもの</p>

②保険の対象となる建物または家財の所有者について

保険の対象となる建物または家財の所有者をご確認ください。ご契約者と所有者が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書に記載する必要があります。また、保険金をお受け取りいただける方は、所有者の方です。

③保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地について

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地をご確認ください。保険の対象の所在地は、保険料を決める際に重要となります。ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書に記載する必要があります。

④保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の構造について

「安心あっとホーム」の構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。保険料は構造級別によって異なります。

M構造	1. 下記の(a)～(d)のいずれかに該当する共同住宅 (a)コンクリート造建物 (b)コンクリートブロック造建物 (c)れんが造建物 (d)石造建物
	2. 耐火建築物の共同住宅
	3. 耐火構造建築物の共同住宅
T構造	1. 下記の(a)～(d)のいずれかに該当する共同住宅以外の建物 (a)コンクリート造建物 (b)コンクリートブロック造建物 (c)れんが造建物 (d)石造建物
	2. 鉄骨造建物 3. 耐火建築物(共同住宅以外)
	4. 耐火構造建築物(共同住宅以外) 5. 準耐火建築物 6. 特定避難時間倒壊等防止建築物 7. 省令準耐火建物
H構造	M構造およびT構造に該当しない建物

以下1.または2.の条件に合致する場合はご注意ください。

木造建物であっても以下の①～⑤のいずれかに該当する場合は、M構造またはT構造となります。

- 1 ①耐火建築物 ②耐火構造建築物 ③準耐火建築物
④特定避難時間倒壊等防止建築物 ⑤省令準耐火建物
上記に該当する場合は、所定の確認資料が必要となります。

- 2 H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用し、H構造の料率から引き下げた料率を適用します。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認資料が必要となります。



⑤保険の対象となる建物の建築年月について

保険の対象となる建物の建築年月をご確認ください。建物の建築年月は保険料を決める際に重要となります。

⑥保険の対象の保険金額の設定について

保険の対象となる建物、家財または明記物件の保険金額の設定については、それぞれ以下の方によって算出します。

1.建物の保険金額

保険の対象である建物を、修理・再建・再取得するのに必要な額を基準とした再調達価額で評価を行い、ご契約者または被保険者と共に火災との間で「協定再調達価額」を取り決めます。保険金額の設定は「協定再調達価額」の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。ただし、「協定再調達価額」の10%未満の額を保険金額とすることはできません。

2.家財の保険金額

保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必要な額を基準とした再調達価額で評価を行います。再調達価額の目安については、「標準的な世帯の家財価額表」(P9)をご覧ください。保険金額の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。

3.明記物件の保険金額

明記物件の評価額は、家財の保険金額とは別に、時価額を基準に算出します。

⚠ 家財にはお申し込みの際に申告いただかなければ、補償されないものもあります。

宝石・貴金属・書画・彫刻その他の美術品などで1個または1組の価額が30万円を超えるものや稿本・設計書類などの明記物件は、保険契約申込書に明記してください。

(注)明記物件のうち、宝石・貴金属・美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるものについては、保険契約申込書に明記されなかった場合でも、1個または1組につき30万円を限度として補償の対象となります(300万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度)。



⑦保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、保険料を全額払い込む一時払と複数の回数に分けて払い込む分割払とがあります。

主な払込方法は、次のとおりです。ただし、ご契約内容によりお選びいただけない払込方法があります。

○:お選びいただけます ×:お選びいただけません

主な払込方法	分割払			一時払	
	分割払(12回払) ^{※1}	長期月払 ^{※1}	長期年払	一括払	長期一括払
口座振替	○	○	○	○	○
クレジットカード払 ^{※2}	○	○	○	○	○
コンビニ払 ^{※3}	×	×	×	○	○

※1 保険料(地震保険の保険料を含みます。)に対して、5%相当の分割割増を適用します。

※2 1回の保険料(地震保険の保険料を含みます。)が100万円以上の場合は、ご利用いただけません。

※3 保険料(地震保険の保険料を含みます。)が30万円を超える場合は、ご利用いただけません。

(注)お客様の勤務先または所属する団体等を通じて集金する団体扱や集団扱もありますが、ご加入には一定の条件があります。

長期分割払(月払・年払)のおすすめ

- 長期月払とした場合、保険期間1年の分割払と比較して保険料が割安となります。
- 長期年払とした場合、保険期間1年の一括払と比較して保険料が割安となります。

【自動継続制度について】

保険期間は最長で10年となりますので、住宅ローン等の返済期間より保険期間が短くなるケースがあります。

お客様の利便性を考慮し、自動的に保険契約が継続していく年数(総保険期間[※])をあらかじめ指定していただき、その範囲内で保険契約を自動的に継続していくことができます(「保険契約の継続に関する特約」を付帯します)。

※ 11年から36年までの整数年で指定していただきます。



(注1)ご契約の条件によっては自動継続できない場合があります。

(注2)自動継続制度の適用にあたっては、最初の保険契約は10年契約であることが条件となります。

⑧建物・家財セット割引について

建物と家財を1保険契約申込書でご契約いただく場合、家財保険料の割引があります(割引適用には一定の条件があります)。

ご契約時にご注意いただきたいこと

①ご契約時の告知義務

保険契約者または被保険者には、保険契約の締結に際し、保険会社が重要な事項として告知を求める事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。特に、以下の①～⑫について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合は、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

- | | | | | | | |
|-----------|---------------|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|------------|--------|
| ①保険の対象 | ②保険の対象の所在地 | ③建物の建築年月 | ④建物の種類(構造) | ⑤物件種別 | ⑥建物の用法(用途) | ⑦建物の面積 |
| ⑧保険の対象の職業 | ⑨保険の対象の作業規模人員 | ⑩保険の対象の業種(施設賠償責任特約をセットする場合) | ⑪家賃月額(家賃収入特約をセットする場合) | ⑫他の保険契約等(共済契約を含みます。)* | | |

*他の保険契約等(共済契約を含みます。)がある場合には必ずお申出ください。ご契約にあたっては、他の保険契約等(共済契約を含みます。)とあわせて協定再調達額または再調達額に過不足なく保険金額をお決めください。

②クーリングオフ

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。

お申出いただける期間

「ご契約のお申込日」または「重要事項説明書の受領日」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内にお申出いただく必要があります。

お手続き方法

上記期間内(期間内の消印有効)に共栄火災「クーリングオフ担当」宛に必ず郵便でご通知ください。

(注)取扱代理店はクーリングオフのお申出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。

払い込みいただいた保険料の取扱い

クーリングオフをお申出された場合は、すでに払い込みいただいた保険料をお返しします。

また、共栄火災および取扱代理店は、お客様にクーリングオフによる損害賠償金または違約金を一切請求いたしません。

なお、保険期間の初日(始期日)以後にクーリングオフのお申出される場合は、保険期間の初日(保険期間の初日以後に保険料を払い込みいただいたときは、共栄火災が保険料を受

領した日)からクーリングオフのお申出までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただけます。

宛先およびご通知いただく事項(記載例)

(あて先) 〒179-0075 東京都練馬区高松5の8の20
共栄火災海上保険株式会社 クーリングオフ担当 行
(記入例)

下記保険契約をクーリングオフします。	
申込者住所:○○○○○○○○○○	証券番号または領収証番号:○○○○○○○○
氏名:○○○○○○○○○○	保険期間:○○○○年○○月○○日 ～○○○○年○○月○○日
連絡先電話番号:○○○○○○○○○○	
申込日:○○○○年○○月○○日	取扱営業店名:○○○○○○
保険種類:○○○保険	取扱代理店名:○○○○○○

(注)自署以外の場合は、お名前の後に押印をお願いします。

クーリングオフができない場合

- 保険期間が1年以内のご契約(自動継続特約を付帯した契約を含みます。)
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- 賃権が設定されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 「通信販売に関する特約」に基づき申し込まれたご契約

ご契約後にご注意いただきたいこと

①ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に以下の変更などが生じた場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または共栄火災までご通知ください。特に以下の①～⑨までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

- ①建物の構造・用途の変更 ②保険の対象の移転 ③住居部分がなくなった場合 ④建物内の職業・作業規模の変更 ⑤面積の変更 ⑥施設または設備、業務遂行名称の変更(施設賠償責任特約をセットする場合) ⑦保険の対象の譲渡／保険の対象を譲渡する場合において、ご契約の継続を希望されるときは、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約が失効しますのでご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。⑧ご契約者の住所・通知先変更／保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、ご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。⑨上記以外のご契約内容の変更／上記以外のご契約内容の変更をご希望の場合は、あらかじめご連絡ください。

ご通知をいただいた後の契約の取扱い

左記ご通知をいただく場合において、以下のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますのでご注意ください。

- 日本国外に保険の対象が移転した場合
- 住居部分がなくなった場合

②保険金お支払後の保険契約について

- 損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額*の80%を超えたときは、ご契約は保険金支払の原因となった損害発生時に終了します。主契約「安心あっとホーム」が終了した場合は、地震保険は失効します。
- 損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額*の80%を超えないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずご契約は満期日まで有効です。

*保険の対象が家財である場合で、家財の保険金額が再調達額を超える場合は、再調達額とします。



その他ご留意いただきたいこと

①代理店について

取扱代理店は共栄火災との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては共栄火災と直接契約されたものとなります。

②引受保険会社が破綻した場合は

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続に基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
- 補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）までが補償されます。なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合でも、保険金・返れい金の全額が補償されます。
- 損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

③個人情報の取扱いについて

共栄火災は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等共栄火災の取扱う商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、共栄火災ホームページ（<https://www.kyoeikasai.co.jp/>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧いただくか、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

④補償重複について

「個人賠償責任特約」、「携行品損害特約」、「類焼損害特約」などにつきましては、お客さまやご家族の方をご契約者とした「同様の補償を行う他の保険契約（共済契約を含みます）、特約」がある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、ご契約ください。

（注）ご確認いただいた結果、特約の削除等によって重複状態を整理し、特定のご契約のみでの補償とする場合には、その契約を解約されたり、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により、補償がなくなったり、補償の対象者の範囲が変わることがありますのでご留意ください。

⑤保険証券について

保険証券（質権設定契約の場合には保険証券（ご契約者控））は大切に保管してください。また、保険証券（質権設定契約の場合には保険証券（ご契約者控））添付の保険料控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので大切に保管してください。

⑥代理請求制度について ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください。

この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災にお申出いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

⑦万事故にあわれたら

- 万事故が発生したときは、遅滞なく、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、ご連絡が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
- 日本国内における個人賠償責任に関する事故のうち、示談交渉サービスの対象となる賠償事故については、共栄火災が示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたります。

※「重要事項説明書」をお渡しますので、内容を十分ご確認のうえ、ご契約ください。

詳しい補償内容

基本契約

補償の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合等
①火災 ②落雷 ③破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合		
④風災・ ひょう災・ 雪災 ※竜巻による損害 も含みます。	風災(洪水、高潮等を除きます。)、ひょう災または雪災(融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)によって保険の対象が損害を受けた場合 (注1) 風、雨、雪、ひょうまたは砂塵(じん)その他これらに類するものの吹き込みによって生じた損害については、建物の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます。)が風災、ひょう災または雪災によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎります。 (注2) 雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おののの別の事故によって生じたことが確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。	<p>建物</p> <p>次の算式により算出した額とします。ただし、基本契約の保険金額を限度とします。</p> <p>損害の額[*] - 自己負担額^{**2} = 損害保険金</p>	次のいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。
⑤水災 (台風、暴風雨等 により発生した洪 水、高潮、土砂崩 れ、落石等の水 災による損害)	保険の対象が次の(1)または(2)のいずれかに該当する損害を受けた場合 (1)建物の協定再調達価額または家財の再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 (2)床上浸水*を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合 ※居住の用に供する部分の床(土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。	<p>家財</p> <p>次の算式により算出した額とします。ただし、基本契約の保険金額を限度とします。</p> <p>損害の額[*] - 自己負担額^{**2} = 損害保険金</p>	(1)保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 (2)家財の置き忘れまたは紛失 (3)家財が建物外または付属建物外にある間に生じた事故 (4)運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた事故 (5)保険の対象の凍結。ただし、解凍によってその保険の対象が凍結する前の状態に復旧する場合にかぎります。 (6)戦争、内乱、その他これらに類似の事変または暴動 (7)地震・噴火またはこれらによる津波(②地震火災費用保険金については、除きます。) (8)核燃料物質に起因する事故 (9)保険の対象の自然の消耗・劣化・性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害 (10)保険の対象の欠陥に起因する損害。ただし、ご契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた事故を除きます。 (11)保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他の外観上の損傷または落書きその他汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 (12)上記(1)から(11)までのほか、次の①から⑭までのいずれかに該当する損害に対しては、⑩の「①～⑨以外の不測かつ突発的な事故」の損害保険金をお支払いできません。
⑥建物外部か らの物体の 落 下、飛 来、 衝突、倒壊 等	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が損害を受けた場合		①差押え等公権力の行使に起因する損害 ②被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。 ③保険の対象に対する加工、修理または調整の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ④不測かつ突発的な外來の事故によらない電気的事故または機械的事故に起因する損害 ⑤詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害 ⑥土地の沈下・隆起等に起因する損害 ⑦義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害 ⑧楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
⑦水濡れ	次の(1)または(2)のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水などによって損害を受けた場合 (1)給排水設備に生じた事故。ただし、その給排水設備自体に生じた損害を除きます。 (2)被保険者(保険の補償を受けられる方)以外の方が占有する戸室で生じた事故		
⑧騒じょう・労働争 議等に伴う暴力 行為・破壊行為	騒じょう等の集団行動、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合		

次ページにつづく▶



補償の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合等
基本契約 / 損害保険金	⑨盜難 <p>(1)建物、家財の盗難によって生じた盗取、損傷、汚損 (2)生活用の現金、小切手、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の盗難(保険の対象を家財とした場合)</p> <p>(注1)盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害の額に含みます。ただし、(2)の場合には再調達価額を限度とします。</p> <p>(注2)小切手、預貯金証書および乗車券等の盗難による損害は、実際の被害が生じたことを届出すること等の条件があります。</p>	明記物件の盗難の場合は1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。	⑨楽器の音色または音質の変化 ⑩風、雨、雪、ひょう、砂塵(じん)、融雪水その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害 ⑪スマートフォン、携帯電話等の携帯式通信機器およびこれらとの付属品について生じた損害 ⑫電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。 ⑬動物または植物について生じた損害 ⑭自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害(125cc超のバイクおよび自動車については保険の対象ではありません。)
	⑩⑪～⑨以外の不測かつ突発的な事故	不測かつ突発的な事故によって保険の対象が損害を受けた場合 ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊を除きます。	など
	⑪臨時費用	①から⑩までの損害保険金が支払われる場合 (臨時費用保険金なしをお選びいた だいた場合は補償されません。)	A. 損害保険金に保険証券記載の支払割合を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の限度額を限度とします。 I. 臨時費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、臨時費用保険金をお支払いします。
	⑫地震火災費用	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により保険の対象が損害を受け、建物が半焼※1以上または家財が全焼※2となった場合 ※1 建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延床面積に対する割合が20%以上となった場合 ※2 家財の火災による損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合(明記物件は含みません。)	A. 1回の事故につき、次の算式によって算出した額をお支払いします。 保険金額×支払割合(5%)=地震火災費用保険金の額 I. A.の場合において、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。
	⑬残存物取片づけ費用	①から⑩までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物取片づけ費用が発生した場合	A. 損害保険金の10%を限度に、残存物取片づけ費用の額をお支払いします。 I. 残存物取片づけ費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。
	⑭水道管修理費用 ※保険の対象が家財のみの場合は補償されません。	建物の専用水道管が凍結によって損壊し、これを修理した場合(パッキングのみに生じた損壊を除きます。) ただし、区分所有建物の共有部分の専用水道管にかかる修理費用はお支払いでできません。	1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度に、水道管修理費用をお支払いします。
	⑮損害防止費用	①から⑩までの事故による損害の発生または拡大の防止のために、必要または有益な費用を支出した場合	消防薬剤等の再取得費用、消火活動により損傷した物の修理費用または再取得費用、消火活動のために緊急に投入された人員または機材にかかる費用(謝礼等は除きます。)
	⑯仮修理費用・損害範囲確定費用特約	①から⑩までの事故※によって保険の対象に損害が生じ、損害保険金が支払われる場合において、その保険の対象の復旧にあたり仮修理費用または損害範囲確定費用が発生したとき ※P20詳しい補償内容⑥の事故として同特約の保険の対象に損害が生じた場合を含みます。	仮修理費用および損害範囲確定費用の合計額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに下記A.またはI.のいずれか低い額を限度とします。 A. 損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額の30%に相当する額 I. 1,000万円

※詳細については約款をご確認ください。

詳しい補償内容

特約

補償の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合等
特約 ①個人賠償責任特約(国内外補償・国内のみ示談交渉あり)	<p>日本国内または国外において発生した次のいずれかに該当する事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>①被保険者ご本人(保険証券に記載の被保険者の居住の用に供される住宅または保険証券記載の建物の所有、使用または管理に起因する偶然な事故)</p> <p>②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>※保険の補償を受けられる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ア.被保険者ご本人 ・イ.ご本人の配偶者 ・ウ.被保険者ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま」 ・エ.上記ア.被保険者ご本人が未成年者または責任無能力者である場合で、被保険者ご本人に関する事故のときは、被保険者ご本人の「親権者」、「その他の法定の監督義務者」および「監督義務者に代わって被保険者ご本人を監督する者(被保険者ご本人の親族にかぎります。)」 ・オ.上記イ.またはウ.のいずれかに該当する者が責任無能力者である場合で、その責任無能力者に関する事故のときは、その者の「親権者」、「その他の法定の監督義務者」および「監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(責任無能力者の親族にかぎります。)」 	<p>次の①および②を保険金としてお支払いします(ただし①は、保険証券記載のこの特約の保険金額を限度とします)。</p> <p>①被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金</p> <p>②被保険者が支出した次のア.からオ.までの費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ア.損害防止費用 イ.権利保全行使費用 ウ.緊急措置費用 エ.示談交渉費用 オ.争訟費用 	<p>①地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任</p> <p>②被保険者の同居の親族に対するもの</p> <p>③被保険者の職務遂行に直接起因するもの</p> <p>④被保険者の心神喪失に起因するもの</p> <p>⑤自動車*、バイク等の所有、使用または管理に起因するもの</p> <p>⑥被保険者が所有、使用または管理する財物(他人から預かった財物等)の滅失、損傷もしくは汚損についてその財物に對し正当な権利を有する者に對して負担するものなど</p> <p>*ゴルフカート、原動機を用いる身体障害者用車いす・歩行補助車を除きます。</p> <p>〈自然災害時の法律上の賠償責任について〉</p> <p>下記の場合、一般的には天災の程度が甚大で被保険者にとって不可抗力といえるような状態で近隣の建物等に被害が発生したときは、法律上の損害賠償責任はないものと考えられており、保険金のお支払いの対象とはなりません。</p> <p>(例)比較的短時間での激しい集中豪雨による浸水、台風などの風災や大雪による雪害など</p>
②携行品損害特約	<p>保険証券記載の建物(敷地内を含みます。)外で、被保険者*1が携行している被保険者所有の身の回り品*2について、偶然な事故により損害が生じた場合</p> <p>※1 保険の補償を受けられる方:被保険者ご本人(保険証券に記載の被保険者)、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま」</p> <p>※2 補償の対象外となる身の回り品</p> <p>携帯電話、ノートパソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、株券、手形、定期券、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、自転車、デジコン、ハンググライダー、サーフボード、ドローン、明記されていない明記物件、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物など</p>	<p>損害の額ー自己負担額(1万円)=保険金</p> <p>(注1)この特約の保険金額を限度とします。なお、保険期間が1年を超えるご契約の場合、保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとに、この特約の保険金額を限度とします。</p> <p>(注2)明記物件の盗難の場合は、1事故につき1個・1組ごとに100万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。</p> <p>(注3)通貨・預貯金証書等の盗難の場合は、1事故・1敷地内ごとに20万円または保険金額のいずれか低い額を限度としてお支払いします。</p>	<p>①保険の対象の置き忘れや紛失の場合</p> <p>②保険の対象のすり傷、かき傷等の単なる外観の損傷で保険の対象の機能に支障をきたさない損害など</p>
③類焼損害特約	保険の対象である建物もしくは家財または保険の対象である家財を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発によって、類焼の補償対象となる近隣の住宅建物および家財に損害を与えた場合	<p>類焼補償の対象となる近隣の住宅建物および家財の損害額(再調達価額を基準として算出します。)を1億円を限度にお支払いします(保険期間を通じて1億円を限度とします。ただし、長期契約の場合は、各契約年度1年間ごとに1億円を限度とします。)</p> <p>類焼補償の対象となる近隣の住宅建物および家財を保険の対象とする他の保険契約等がある場合は、損害の額から他の保険契約等で支払われる保険金または共済金の額を差し引いた額を、この特約の保険金としてお支払いします。</p>	<p>①保険契約者、被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族またはこれらの者の法定代理人の故意</p> <p>②類焼補償被保険者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反</p> <p>③煙損害または臭気付着の損害など</p>
④庭木修復費用特約	<p>損害保険金が支払われる場合*1に、それぞれの事故によって庭木*2が損害を受け、枯死*3し、これを修復するために必要な費用を被保険者が負担したとき</p> <p>※1 盗難による損害は除きます。</p> <p>※2 保険証券記載の建物と同一敷地内にある庭木をいい、垣、鉢植および草花等を除きます。</p> <p>※3 枯れ枝が樹冠部の3分の2以上になった場合および通直な主幹を持つ樹木については樹高の3分の1以上の主幹が枯れた場合をいいます。</p>	<p>1回の事故につき10万円を限度に、庭木修復費用をお支払いします。</p>	<p>①ご契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反</p> <p>②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においてはその者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反</p> <p>など</p>



補償の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合等
⑤ドアロック 交換費用特約	日本国内で建物のドアの鍵が盗まれ、被保険者がドアの錠の交換費用を負担した場合	①1回の事故につき3万円を限度に、ドアロック交換費用をお支払いします。 ②ドアロック交換費用とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額がご契約額を超えるときでも、ドアロック交換費用をお支払いします。	①建物のドアの鍵の置き忘れまたは紛失 ②普通保険約款の保険金が支払われる場合の事故の際のドアの鍵の盗難など
⑥建物電気的・ 機械的事故特約	この特約の対象*である建物に付加された空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、昇降設備、厨房機械設備、駐車機械設備などについて、電気的・機械的事故により損害が生じた場合 ※テレビ、オーディオ機器等の家庭用電気器具は、建物に付加したものであってもこの特約の対象とはなりません。	P18詳しい補償内容⑩の事故として損害保険金・臨時費用保険金・残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。また、仮修理費用・損害範囲確定費用保険金についてもお支払いします。 それぞれのお支払いする保険金の算出方法はP17～P18の保険金の算出方法をご覧ください。	①この特約の対象の製造業者または販売会社等が発行する取扱説明書または注意書等に従わない不適切な使用、維持または管理に起因して生じた損害 ②この特約の対象の納入者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害 ③不当な修理や改造によって生じた損害 ④消耗部品および付属部品の交換 ⑤この特約の対象またはこの特約の対象以外のコンピュータ、コンピュータ以外に含まれるマイクロプロセッサ(コンピュータチップを含みます。)、データ、プログラムもしくはこれらに依存する生産物が年月または時間を正しく認識、処理、区別または解釈できないことによって生じた損害 ⑥⑤以外のコンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに生じた損壊、改ざん、消去等 ⑦電源周波数(Hz)、ガス種の変更に伴う改造、修理 ⑧ボイラスケールが進行した結果その部分に生じた損害など
⑦施設賠償責任特約	保険証券記載の被保険者が日本国内で次の偶然事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ①被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設に起因する偶然な事故 ②被保険者の保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故	次の①および②を保険金としてお支払いします(ただし①は、保険証券記載の保険金額を限度とします。) ①被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金 ②被保険者が支出した次のア.からオ.までの費用 ア.損害防止費用 イ.権利保全行使費用 ウ.緊急措置費用 エ.共栄火災による解決費用 オ.損害賠償解決費用	①地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ②被保険者の同居の親族に対するもの ③被保険者の業務に従事中の使用人が被った身体の障害に対するもの ④施設の修理、改造、取壊し等の工事に起因するもの ⑤自動車*、バイク等の所有、使用または管理に起因するものなど ※原動機を用いる身体障害者用車いす・歩行補助車を除きます。 (自然災害時の法律上の賠償責任について) 下記の場合、一般的には天災の程度が甚大で被保険者にとって不可抗力といえるような状態で近隣の建物等に被害が発生したときは、法律上の損害賠償責任はないものと考えられており、保険金のお支払いの対象とはなりません。 (例)比較的短時間での激しい集中豪雨による浸水、台風などの風災や大雪による雪害など
⑧家賃収入特約	基本契約で補償対象となる事故(P17～P18「補償の種類」の①から⑩までのうち、基本契約で補償をお選びいただいている事故)により、建物が損害を受けた結果、家賃収入の損失が生じた場合	復旧期間内(約定復旧期間を限度とします。)に生じた家賃の損失額(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度とします。)	●基本契約の補償対象ではない事故を原因として生じた家賃収入の損失など
⑨営業用什器 (じゅうき)・ 備品等損害特約	被保険者が所有する業務用の什器・備品等の動産について、保険証券記載の建物に収容されている間に生じた偶然な事故により損害が生じた場合	損害の額-自己負担額(1万円)=保険金 (注1)この特約の保険金額を限度とします。 なお、保険期間が1年を超えるご契約の場合、保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとに、この特約の保険金額を限度とします。 (注2)明記物件の盗難の場合は、1事故につき1個・1組ごとに100万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。 (注3)通貨・預貯金証書等の盗難の場合は、1事故・1敷地内ごとに20万円または保険金額のいずれか低い額を限度としてお支払いします。	営業用什器・備品として保険の対象に含まれないもの(例) 船舶、航空機、自動車、雪上オートバイ、ゴーカート、自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ドローン、明記されていない明記物件、ラジコン模型などこれらに類するものおよびこれらの付属品、動物および植物、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物など

※その他に、次のような特約があります。 ●個人賠償責任特約包括契約に関する特約(国内外補償・国内のみ示談交渉あり)
※詳細については約款をご確認ください。

いざという時、頼りになる

24時間・365日
無料で
受け付けます。



カギ開け・排水管のつまり等、“住まいのトラブル”に専門のスタッフを手配します。

サービス内容(概要)

<p>カギのトラブル</p> <p>No!</p>	<p>サービスの対象となる建物(専有部分)の玄関・勝手口のカギの紛失時など、一般的な住宅のカギ(カードキーなど特殊なカギを除きます。)の開錠・破錠作業を無料で行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般住宅カギの開錠(特殊工具による開錠) 施錠された状態で中折れたカギや異物の除去 その他(カギが回らないなど)の対応など
<p>水まわりのトラブル</p> <p>No!</p>	<p>サービスの対象となる建物内(専有部分)の水まわりトラブル時に、作業時間30分程度で特殊作業を必要としない応急修理を無料で行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 蛇口からの水漏れ応急修理、パッキン交換 トイレ、排水口の詰まり除去など

(注)部品交換が必要な場合や30分程度の応急修理を超える特殊作業を必要とする場合は、お客様の実費負担となります。

サービス付帯条件

戸建プランおよび
マンションプラン共通

以下の条件をすべて満たすと契約に付帯します。

評価基準
新価(再調達価額)

契約プラン
1型または5型

■サービスの提供条件

「安心あっとホーム」のご契約者または被保険者(ご契約者または被保険者と同居の親族を含みます。)が、事前に専用ダイヤル(通話料無料)にお電話いただきオペレーターが手配したものにかぎり、サービスを提供します。

なお、専用ダイヤルにお電話いただいた際には、オペレーターが「安心あっとホーム」の保険証券番号または保険契約者名、ならびに保険の対象の住所を確認させていただきます。

■サービスの対象となる建物

「安心あっとホーム」の被保険者の居住部分(居住の有無を問わず、マンション等の共有部分、公的部**は含みません。)にかぎります。
※公的部とは、市町村等が所有する水道管・下水管等をいいます。

■サービスの利用可能期間など

無料サービスのご利用は、各契約年度1年間につき1回にかぎります。

■その他

- 一部(離島等)地域によっては、本サービスをご提供できない場合があります。
- 地域によっては、サービスの手配に時間を要する場合があります。
- 今後、サービス内容が予告なく変更される場合や利用を制限させていただく場合があります。

用語説明



再調達価額

保険の対象である建物または家財と同等の物を新たに建築あるいは購入するために必要な金額をいいます。

協定再調達価額

建物について、再調達価額を基準として、保険会社と保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した金額をいいます。

保険の対象

火災保険をつける対象のことで、建物または家財がこれにあたります。

保険金額

保険事故が発生した場合に保険会社がお支払いする保険金の限度額で、保険契約に際して、協定再調達価額または再調達価額を基準として保険会社と保険契約者との間で定めた金額(ご契約金額)をいいます。

被保険者

保険事故が発生した場合に損害を被られた方、すなわち保険契約によって保険の補償を受けられる方をいいます。



memo

ご自由にお使いください

ご注意ください

- このパンフレットは「個人用火災総合保険(新価・実損扱)」の概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。
- ご契約者以外に保険の補償を受けられる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- ご契約の際には保険契約申込書の記載内容に間違いないか十分にご確認ください。事実と相違している場合には保険金をお支払いできなくなることがありますのでご注意ください。
- 約款冊子の内容は共栄火災ホームページ(<https://www.kyoeikasai.co.jp/>)でご覧いただけます。
- 重要事項説明書は共栄火災ホームページ(<https://www.kyoeikasai.co.jp/jyusetsu/>)でご覧いただけます。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター

0120-719-112

通話料
無料

受付時間:平日 午前9:00～午後6:00

お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

もしも事故が起きたら…

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。なお、ご連絡が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077

通話料
無料

ネットで約款!(Web約款) 地球環境を守るため、あなたもエコしませんか?

ネットで約款!(Web約款)は、パソコンを利用して、共栄火災ホームページから閲覧またはダウンロードしていただける約款です。共栄火災では、お申し込み時に「約款冊子は不要」とお選びいただくことで、紙資源を節約し、地球環境に少しでも貢献したいと考えています。皆様のご協力をお願いいたします。

共栄火災ホームページ

<https://www.kyoeikasai.co.jp/>

共栄火災海上保険株式会社

本社／〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

お問い合わせ先